

随意契約理由書

1 案件名称

天津橋住宅1号館 設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、本監理業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においても、プロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎議場天井改修工事-2 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 東畑建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社東畑建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺消防署元町出張所新築設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 旭設備計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 旭設備計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9353)

随意契約理由書

1 案件名称

もと西淡路小学校分校解体撤去工事外1件 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 壇建築計画事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 壇建築計画事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

水都国際中学校・高等学校西学舎改修その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 昭和設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

豊臣期石垣公開施設整備工事実施設計（建築・設備）業務委託－3

2 契約の相手方

㈱安井建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、豊臣期石垣公開施設整備工事における設計図書の数積算及び建築基準法に関する各種申請を行う業務である。

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

㈱安井建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 天王寺動物園教育普及関連及び休憩施設建設設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 技研エンジニアネットワーク

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9353)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 北部こども相談センター建設工事設計 (建築・設備) 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 東畑建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社東畑建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

朝潮橋公衆便所解体撤去工事外1件 監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 検見崎建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 検見崎建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

御崎住宅7号館外11件耐震改修その他工事設計業務委託-3

2 契約の相手方

(株)ニュージェック

3 随意契約理由

本設計業務は、御崎住宅7号館と「外11件」に含まれる御崎住宅9・12・13号館耐震改修工事の見直し設計を行うものであり、上記業者は平成25年度に実施設計図面の作成を行い完了している。

御崎住宅7・9・12・13号館は、実施設計後、すみやかに工事発注する予定であったが、事業計画の見直しや地元調整により、設計内容に変更が生じることとなり工事発注を見送っていた。改めて平成31年度に工事発注することとなったため、発注に必要となる実施設計の見直しを行う。

本業務は既に完了している実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、(株)ニュージェックであれば、設計内容を熟知しており、図面データを保有しているため、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ(耐震化)
(電話番号 06-6208-9445)

随意契約理由書

1 案件名称

吉野小学校増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株)坂倉建築研究所大阪事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)坂倉建築研究所大阪事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

清水住宅2・3・5号館外1件昇降路増築工事 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 杉原設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 杉原設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9445)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉六反東住宅15～22号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 建築環境計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 建築環境計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ (電話番号 06-6208-9247)

14

随意契約理由書

1 案件名称

長谷川羽曳野学園改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社中央設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社中央設備コンサルタントは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課(設備グループ) (電話番号 06 - 6208 - 9361)

随意契約理由書

1 案件名称

池島住宅13～20号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

建築事務所ライク・エイ 高橋 博俊

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

建築事務所ライク・エイ 高橋 博俊は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

阿武山学園本館・講堂・旧園長公舎解体撤去工事 監理業務委託

2 契約の相手方

日積設計監理 株式会社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

日積設計監理 株式会社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

水都国際中学校・高等学校（西学舎）建設その他工事設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

(株) 昭和設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 昭和設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎議場天井改修設備工事-2監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9378)

随意契約理由書

1 案件名称

歌島中学校第2期増築その他設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 技研エンジニアネットワーク

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 技研エンジニアネットワークは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システム改修（住戸データベースの拡充）業務委託

2 契約の相手方

SCSK株式会社

3 随意契約理由

本業務は、市営住宅管理システム（以下、「本システム」という。）で管理している住戸データベースを拡充し、現在手作業によって分類している空家区分、空家期間、募集履歴情報等を保持するとともに、それらの情報を現在保有している建設年度や住戸タイプ、設備などの情報と合わせた空家の分析を行うことを通して、より的確な募集を実施し、ひいては市民ニーズに対応する募集を行うことを目的としてシステム改修を行うものである。

本システムは、情報の検索や更新を効率的に実現するための高度なデータベースや運用経費、将来の更新費用を低廉なものとするための仮想化技術などの技術を導入している。本システム改修にあたって、このような技術に対応できるとともに、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

SCSK株式会社は、本システムの開発・設計・再構築及び運用保守業務を受注し、本システムの全仕様を把握しており、本業務及び安定的な保守対応が可能な唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

沢之町休日急病診療所建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 共同建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 共同建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

伝法幼稚園新築その他工事基本設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 昭和設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9324)

随意契約理由書

1 案件名称

西成消防署津守出張所建設設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9353)